

第3号議案

春日市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和4年2月25日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の一部改正等に伴い、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市個人情報保護条例の一部を改正する条例

春日市個人情報保護条例(平成18年条例第39号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第9項」に改める。

第31条第1項第1号中「第52条第1項」を「第52条」に改め、同条第2項中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第4章」を「個人情報の保護に関する法律第5章第4節」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。